

公共用地の登記に伴う印鑑登録証明書等の提出に対する謝金の支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太田市の公共事業の施行に伴い市道の用に供されている土地（以下「土地」という。）であって、未だ太田市への移転登記がなされていない状態を解消するため、嘱託登記に必要な関係書類の提出を依頼した者（以下「名義変更対象者」という。）並びにその相続人及び関係人に対し、当該提出に当たり要した経費の一部を負担し、もって関係書類の回収率を高めるとともに登記事務の促進を図るため必要な事項を定めるものとする。

(登記関係書類)

第2条 前条に規定する嘱託登記に必要な関係書類とは、印鑑登録証明書（第2項第4号に掲げる隣接地権者分を含む。）のほか、寄附証書、承諾書、遺産分割協議書、相続分譲渡証明書、特別受益証明書及び抵当権抹消承諾書（以下「関係書類」という。）のうちのいずれかの書類とする。

2 前項の関係書類については、次の各号に該当するものをもって、関係書類一式とする。

- (1) 名義変更対象者と現在の土地の登記名義人が一致している場合においては、寄附証書、承諾書及び印鑑登録証明書をもって一式とする。
- (2) 名義変更対象者に相続人があり、かつ、単独相続である場合においては、寄附証書、承諾書及び印鑑登録証明書をもって一式とする。
- (3) 名義変更対象者に法定相続人が複数人存在する場合においては、第1号の書類に加え相続登記に必要な書類（遺産分割協議書、相続分譲渡証明書又は特別受益証明書）が全て揃えられて一式とする。
- (4) 関係人に関し、地図訂正等により隣接地権者の印鑑登録証明書付き同意書が必要な場合は、各隣接地権者の同意書及び印鑑登録証明書をもって一式とする。
- (5) 前各号（第4号を除く。）の場合において、土地に所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利の消滅に関する承諾書を加えるものとする。

(支給対象)

第3条 謝金の支給対象は、令和6年度以前の土地に関し、市の依頼により嘱託登記に必要な関係書類を提出した者とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる者は謝金の支給対象から除外する。

(1) 市と土地売買契約を締結した本人であって、当該契約に係る契約書の条項により提出が義務づけられているにも関わらず、登記関係書類の提出を怠っている者

(2) 市の事業用地の寄附を承諾した本人で、移転雑費の補償を受けている者

(支給額)

第4条 謝金の支給額は、第2条第2項各号に掲げる関係書類のうち、市の依頼に係る関係書類一式につき1,000円とする。ただし、同項第3号に該当する場合は、相続登記に必要な書類に印鑑登録証明書を添えて提出した相続人各々に対し1,000円を支給する。

2 前項の支給を受けようとする者は、口座振替申込書（様式第1号）に所定の事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(関係書類の依頼)

第5条 市は、関係書類の提出依頼に係る謝金の支給対象者その他の事項について、登記関係書類依頼及び提出確認簿（様式第2号）により管理するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。